

## 実態調査添付書類について

実態調査票は建設業の許可を有しない場合に提出が必要です。

### 1 所有状況関係

状況に応じて添付すべき書類が異なります。以下のいずれにも当てはまらない場合はお問合せください。

- (1) 自己所有の場合…土地及び建物の全部（現在）事項証明書（写）等（固定資産税納税通知書の通知及び物件（土地及び建物）の明細の（写）も可とします。）
- (2) 賃貸借の場合…賃貸借契約書（写）等
- (3) その他…権利関係が明示されている書類等  
例：代表者の父が所有している場合、以下のア及びイが必要  
ア 代表者と父の親子関係がわかる書類（戸籍（写）等）  
イ 代表者の父名義の土地及び建物の全部（現在）事項証明書（写）等

### 2 事務所写真

外部写真及び内部写真の両方が必要です。

- (1) 外部写真  
事務所の正面から全景（外部）を撮影したもの（看板が入っており、商号又は名称等の確認ができること）。ただし、事務所がビル内に設けられている場合は、全景（外部）を撮影したものでなく、事務所の入り口付近を正面から撮影したものとします。
- (2) 内部写真  
事務所内部の写真を撮影してください。

### 3 公共料金等の契約状況調査票

公共料金等の契約状況を明らかにするもの（契約書、検針票、納付書、領収書等）の写で、使用場所の所在地及び契約者名（※）が確認できるものを添付してください。

※ 所在地は名簿に登載する所在地と一致していること、契約者名は名簿に登載する法人名又は代表者氏名と一致していることを確認の上、添付してください。